

令和8年 富士見町 規則

第 2 号

富士見町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月26日

富士見町長 渡辺 葉

富士見町国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

富士見町国民健康保険条例施行規則（昭和49年富士見町規則第13号）の一部を次のように改正する。

第34条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、世帯主が国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化申請書兼承諾書(様式第12号の3。次項において「簡素化申請書」という。)を提出したときは、以後前項の規定による申請書の提出を省略すること(次項において「高額療養費支給申請手続の簡素化」という。)ができる。
- 3 町長は、次のいずれかに該当する場合は、前項に規定する高額療養費支給申請手続の簡素化を停止することができる。
 - (1) 国民健康保険の世帯主に異動等があった場合
 - (2) 指定された金融機関の口座に高額療養費の振り込みができなかった場合
 - (3) 療養に係る一部負担金の支払が済んでいないことが明らかになった場合
 - (4) 簡素化申請書の内容に偽りその他不正があった場合
 - (5) 世帯主から手続の簡素化の停止の申出があった場合
 - (6) 国民健康保険料の滞納がある場合
 - (7) その他高額療養費支給申請手続の簡素化を行うことが適当でないと町長が認めた場合

様式第12号の2の後に次の1様式を加える。

様式第12号の3(第34条関係)

国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化申請書兼承諾書

申請区分	新規・口座変更・取消		被保険者 記号・番号	-							
申請者 (世帯主)	氏名		個人番号								
	住所		電話番号								
振込先	銀行 金庫 組合 農協	本店 支店 支所	フリガナ 口座名義人								
				口座番号	普・当	□	□	□	□	□	□
<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する(利用する場合は、口座情報の記載は不要)											
委任状	支給される高額療養費の受領については、上記口座名義人に委任します。 申請者(世帯主) 氏名										

富士見町長 様

高額療養費支給申請手続の簡素化について次の事項を承諾の上、申請します。

- この申請以後、高額療養費が発生したときは、上記の振込先口座に振り込むこと。
- 次の場合は、高額療養費支給申請手続の簡素化が停止されること。
 - ・国民健康保険の世帯主に異動等があった場合
 - ・指定された金融機関の口座に高額療養費の振り込みができなかつた場合
 - ・療養に係る一部負担金の支払が済んでいないことが明らかになった場合
 - ・簡素化申請書の内容に偽りその他不正があつた場合
 - ・世帯主から手続の簡素化の停止の申出があつた場合
 - ・国民健康保険料の滞納がある場合
 - ・その他高額療養費支給申請手続の簡素化を行うことが適当でないと町長が認めた場合
- 振込先口座の変更及び高額療養費支給申請手続の簡素化の取消を希望する場合は、遅滞なく届け出ること。
- 支給済みの高額療養費が減額となった場合は、差額を富士見町に返還すること。
- 交通事故等の第三者行為による負傷の場合には、必ずその旨を富士見町に届け出ること。
- 療養に係る一部負担金の支払状況について富士見町から医療機関に照会すること。

年 月 日

申請者(世帯主) 氏名

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。